

路上生活者問題に関する都区検討会検討結果報告

平成6年9月6日

路上生活者問題は、福祉対策はもとより就労や保健衛生、住宅対策等、総合的視点にたった対応が必要であり、大都市問題として都と23区全体が一体となって取り組むこととし、中でも福祉対策は緊急を要することから先行して都区で検討会を設け協議を行った。

路上生活者問題に関する都区検討会は作業部会を設け、これまで検討会は5回、作業部会は8回開催し検討を行った。今回、その結果について取りまとめたので報告する。

第1 検討範囲

路上生活者の全てが生活保護の対象ではないが、路上生活者の中には高齢、病弱などのために要保護状態にある者が相当含まれていると考えられる。

当検討会は、これらの要保護者に対する生活保護法の適切な運用を中心としつつ、生活保護法以外の施策を含む福祉対策の検討を行った。

第2 問題点

1 路上生活者に対する生活保護法の適用は、更生施設等への入所や病院入院により行っている。

しかし、更生施設は、①増加する一方の対象者で常に定員いっぱい状態が続いており、かつ、②急速に進む高齢化の影響や転退所先確保の難しさ等から、施設利用者の入所期間も長期化の傾向にあり、増大する需要に対応するのが困難になっている。

2 各区が個別の状況に応じ、応急的な措置として各種の援護を行っているが、実効ある援護を行うためには財政上の負担が大きくなってきている。

第3 対応策

対応策については、緊急に実施するもの、主として来年度以降実施する居宅保護促進対策と中・長期的対策に分け、必要に応じて都区で協議しながら具体化を図っていくこととする。

I 緊急対策

1 各区が、地域の実情を踏まえて、街頭相談や宿泊所等のベッド借り上げ、その他の緊急援護を行った場合、これに要する費用の一部を都は助成する必要があること。(別紙1)
(都・区)

- 2 路上生活者のうち要保護者等保護を必要とする者に対し、冬期臨時宿泊事業を複数箇所において実施する必要があること。(別紙1) (都・区・特人厚)
- 3 更生施設から養護老人ホーム等への入所が円滑に行われるよう調整を図る必要があること。(都・区)
- 4 特別区人事・厚生事務組合が所管する単身者用宿泊所のうち、早期に更生施設への転換が可能なものについては、施設所在区の積極的協力を得ながら更生施設への転換を図る必要があること。(都・区・特人厚)
- 5 新たに、宿泊所に対する増改築費等の公的助成策を講ずる必要があること。
(都・区)

II 居宅保護促進対策

- 1 居宅保護を促進するため、アパートを借りる際、保証制度を設ける必要があること。
(都・区)
- 2 きめ細かな援護を行うため、施設利用者の適性等に配慮した生活寮(グループホーム)事業を実施する必要があること。(従前の生活保護の実施機関が引き続き実施責任を負うこととする。)(別紙1) (都・区)
- 3 福祉事務所における適切な援護の実施のため、各種研修及び実施体制の一層の充実を図る必要があること。(都・区)
- 4 簡易宿泊所(旅館)等居住者に対する生活保護費の都費負担期間を延長する必要があること。(別紙1) (都)

III 中・長期的対策

- 1 路上生活者の急速な高齢化及び大都市の特性を勘案し、養護老人ホーム等を早急に建設する必要があること。(都・区)
- 2 特別区人事・厚生事務組合が所管する更生施設及び宿所提供施設について、施設所在区の積極的な協力を得、需要等を勘案しながら、宿泊所の転換を含め増設を図る必要があること。また、宿泊所について、生活保護受給者の利用拡大や緊急の宿泊としての利用など、積極的な活用を図る必要があること。
(宿泊所利用の場合、実施責任は第3-II-2に同じ) (都・区・特人厚)
- 3 常設の短期宿泊施設(ショートステイサービス・デイサービス)の設置について検討する必要があること。(都・区・特人厚)
- 4 路上生活者等に対する専門的かつ総合的な相談・援護の体制の確立について、検討する必要があること。

第4 関連施策

路上生活者問題に関しては福祉の課題と併せて、主要な検討課題として「別紙2」の課題を検討していく必要がある。特に以下の課題については、関係機関において具体的に措置を講ずる必要がある。

1 労働分野

- (1) 路上生活者等冬期臨時宿泊事業を実施する際、就労相談・紹介を併せて行うこと。
- (2) 特別就労対策事業の拡充、都及び区の発注する公共事業への日雇い労働者の雇い入れなどにより、日雇い労働者の雇用を特別に創出し、雇用拡大を図ること。

2 保健衛生分野

路上生活者等の緊急入院に対する都立病院の協力及び民間協力医療機関等の拡充を図ること。

以上を含め、路上生活者の長期的、抜本的対策については、十分な調査・研究と就労や保健衛生、住宅対策、啓発等、総合的視点にたった対応が必要である。そのため、関係者の参加を得てこれらのことを検討する体制を整備する必要がある。

第3-I-1 要保護者等に対する応急援護事業（仮称）

（例示）

- 1 食料の提供
- 2 就労先等への交通費等の支給
- 3 街頭相談の実施
- 4 簡易宿泊所等のベッド借り上げ
- 5 その他緊急援護

第3-I-2 路上生活者等冬期臨時宿泊事業

東京都、23区、特別区人事・厚生事務組合が共同して実施することとし、内容を含め具体的実施方法について早急に検討する。

第3-II-2 生活寮（グループホーム）事業（仮称）

- 1 1グループの規模は、原則として、5～6人
- 2 対象者は、更生施設に入所している者で、グループホームによる処遇が適している者
- 3 設置及び運営主体は、社会福祉法人等
- 4 都及び区は、運営費等の負担

第3-II-4 簡易宿泊所（旅館）等居住者に対する生活保護費の都費負担期間の延長

簡易宿泊所（旅館）等居住者に対する生活保護費は、国が3/4、都は3カ月だけ1/4を負担している。

関連施策として検討を要する主要な課題

1 労働分野

(1) 日雇労働者、更生施設入所者等の就労対策、雇用確保対策の強化・充実

① 常用化及び長期就労の推進

② 施設入所者を対象とした技能講習等の実施

③ 都・区、第三セクター、公共事業受注企業及び、地域企業への雇用促進の働きかけ等

④ 援護対象者の実態に合わせた、求人情報収集、求人開拓

(2) 高齢者就労対策の充実

① 就労相談の強化

② 公共施設の清掃やリサイクル事業等、就労の開拓、創出

2 保健衛生分野

結核、精神、その他疾病を持つ者に対する医療相談・検診・受診体制等の充実、強化
感 染 症

3 住宅分野

宿泊所等入所者や単身者向けの公募枠の確保など、公営住宅を活用した住宅の供給

〔保護施設等の状況〕

平成6年5月末

種別	利用対象者	設置主体	か所数	定員	備考
救護施設	身体上又は精神上著しい障害があるため、自分一人では日常生活が困難な人（生活保護者）	社会福祉法人	10	901	
更生施設	身体上又は精神上の理由により、養護及び補導を必要とする要保護者で社会復帰のできる見込みのある人（生活保護者）	特別区人事・厚生事務組合	5	460	1か所女子寮
宿所提供施設（単身）	要保護者で住宅のない人（生活保護者）	特別区人事・厚生事務組合	1	55	結核回復者を優先

宿泊所（単身）	生活困難等のため、住宅の確保が出来ない人（低所得者）	特別区人事・厚生事務組合	6	275 ※	
		社会福祉法人	4	173 ※	廃止予定・他法対象者寮を除く

※ 実定員